

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（案）新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇五十一（略）</p> <p>五十二 N―エチル―一・二―ジフェニルエチルアミン及びその塩類</p> <p>五十三〇九十五（略）</p> <p>九十六 二―「（ジメチルアミノ）メチル」―一―（三―ヒドロキシフェニル）シクロヘキサノール及びその塩類</p> <p>九七〇百五十八（略）</p> <p>百五十九 N―（二―フルオロフェニル）―二―メトキシ―N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）アセトアミド及びその塩類</p> <p>百六〇〇百五十一（略）</p> <p>（医療等の用途）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五（略）</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇五十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>五十二〇九十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>九五〇百五十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百五七〇百四十八（略）</p> <p>（医療等の用途）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五（略）</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	二―「(ジメチルアミノ)メチル」―(三―ヒドロキシフェニル)シクロヘキサノール、その塩類及びこれらを含むる物	(略)
(略)	(略)	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	一―「(二・二―ジフルオロベンゾ「d」―「一・三」ジオキソール―五―イル)メチル」ピペラジン、その塩類及びこれらを含むる物	(略)
(略)	(略)	(新設)	(略)
(略)	(略)	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途	(略)